

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成 20 年 度
条 例 名	アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例		
条 例 番 号	昭和 27 年神奈川県条例第 38 号	法 規 集	第 3 編第 7 章
所 管 部 局 室 課	政策部税務課		
条 例 の 概 要	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（以下「米軍特例法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、自動車税の徴収について神奈川県条例の特例を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	米軍特例法第 4 条第 1 項の規定において、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車に対する自動車税の徴収については、「地方団体の条例で定めるところ」によることとされており、本条例は、現在でも必要な条例である。	
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車に対する自動車税の徴収は、本条例により円滑に行われており、有効に機能している。	調定実績 19 年度 12,061 件 18 年度 12,829 件 17 年度 13,165 件 16 年度 13,736 件 15 年度 14,585 件
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車に対する自動車税の徴収は、アメリカ合衆国軍隊の協力により、本条例の規定に従って効率的に行われている。	
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	米軍特例法に基づき自動車税の徴収についての特例を定めるものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	米軍特例法に基づき自動車税の徴収についての特例を定めるものであり、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他		
見 直 し 結 果	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">改正・廃止の必要はない。</div> 改正・廃止を検討する。	理 由	特 記 事 項
		現行条例の適用上、現時点における課題は見受けられない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>